

都道府県中間年評価書（集落協定等の自己評価関係）

都道府県名：香川県 担当部署：農政水産部農村整備課

(注) 中間年評価は、国が示した様式に基づき実施。なお、赤字は、補足説明として農村整備課で追記した部分。

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数	農用地面積	交付額
ア 集落協定	390 協定	2,468 ha	35,646 万円
a 基礎単価の対象	254 協定	1,389 ha	17,890 万円
b 体制整備単価の対象	136 協定	1,078 ha	17,531 万円
c 加算措置			
(a) 棚田地域振興活動加算	1 協定	14 ha	139 万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	4 協定	77 ha	539 万円
(c) 集落協定広域化加算	0 協定	0 ha	0 万円
(d) 集落機能強化加算	0 協定	0 ha	0 万円
(e) 生産性向上加算	7 協定	135 ha	1,473 万円
イ 個別協定	1 協定	2 ha	7 万円
a 基礎単価の対象	0 協定	0 ha	0 万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	1 協定	2 ha	7 万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	0 協定	0 ha	0 万円
合計	391 協定	2,470 ha	35,653 万円

※**基礎単価**とは、定められた農業生産活動等の必須活動のみを行う場合に交付される単価で、**体制整備単価**は、それらの必須活動に加えて、「集落戦略」を作成することで交付される単価。

※**集落戦略**とは、協定農用地の将来像や集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で地図を使って話し合いながら作成する、集落全体の指針。

※**加算措置**とは、地域農業の維持・発展のための前向きな取組みを行う場合に、交付単価に加えて加算されるもの。

【参考】

R3年耕地面積（耕地及び作付け面積統計より）	25,062 ha
------------------------	-----------

注）本制度に取り組む市町における耕地面積。県全体では、29,300ha。

2. 集落協定の概要

	協定参加者数	交付面積	交付金額
1 協定当たり平均値	14 人	6 ha	91 万円

【参考】

ア 協定参加者数	5,498 人		
イ 交付金配分額	35,646 万円	割合	
a うち個人への配分	29,739 万円	83.4%	
b うち共同取組活動	5,907 万円	16.6%	

II 都道府県による評価結果（390 集落協定と 1 個別協定を対象）

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	55	332	2	1
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	73	316		1
b 水路・農道等の管理	77	313		
c 多面的機能を増進する活動	75	315		
<p>※集落マスタープランは、協定期間 5 年間の活動計画であり、5 年間で取り組む活動内容やその目標を定めているもの。</p> <p>◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる（目標達成済み）（最終年までに目標達成が確実） ○：最終年においても活動の実施が見込まれる（最終年までに目標達成が見込まれる） △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施（目標達成）が見込まれる ×：最終年においても活動の実施が困難（最終年までに目標達成が困難）</p>				
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	39	67	30	
<p>◎：最終年までに作成が確実に見込まれる（作成済み） ○：最終年までに作成が見込まれる △：最終年までの作成に不安がある ×：最終年までの作成見込みが立っていない</p>				
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	40	45	51	
<p>◎：作成済み ○：最終年までに作成が見込まれる △：最終年までの作成に不安がある ×：最終年までの作成見込みが立っていない</p>				
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		1		
c 急傾斜農地保全管理加算		4		
d 集落協定広域化加算				
e 集落機能強化加算				
f 生産性向上加算		7		
<p>◎：最終年までに目標達成が確実に見込まれる（目標達成済み） ○：最終年までに目標達成が見込まれる △：市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる ×：市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難</p>				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	276 (71%)	110 (28%)	2 (1%)	2 (1%)
<p>優：アからエが「◎」又は「○」であること 良：アからエに「×」がなく、ア、イ及びエに「△」がないこと 可：アからエに「×」がないこと 不可：アからエに「×」があること</p>				

1の(1)について県の総合的な所見

基本的な活動はほぼ計画通りに進んでいるが、集落戦略の作成については、進んでいない集落が一定数見られる。最終年までに集落戦略の作成を終えるためには、集落に対する市町の支援が必要である。県としては、市町に対して進捗状況を確認するとともに、必要な支援を行う必要がある。

なお、集落戦略の作成や加算措置に係る取組みについては、協定参加者の負担が増加する懸念があるという理由から、体制整備単価や加算措置を受ける協定数が少ない状況である。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託		1		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動		1		
b 水路・農道等の管理		1		
c 多面的機能を増進する活動		1		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項		1		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	100%	0%	0%	0%
<p>優：アからエが「◎」又は「○」であること 良：アからエに「×」がなく、ア、イ及びエに「△」がないこと 可：アからエに「×」がないこと 不可：アからエに「×」があること</p>				

1の(2)について県の総合的な所見

個別協定については、三豊市の1協定のみだが、問題なく活動が実施できている。今後も市、農業委員会や農地機構等の関係機関が連携して活動の支援を継続する必要がある。

※**個別協定**とは、集落ではなく個人（認定農業者等の担い手）が自作地及び借り受け地を管理するもの。

1について推進委員の意見

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する市町の指導・助言の状況

(1) 集落協定

評価項目		指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア	集落マスタープランに係る活動	1				1				2	
イ	農業生産活動等として取り組むべき事項										
	a 耕作放棄の防止等の活動									1	
	b 水路・農道等の管理										
	c 多面的機能を増進する活動										
ウ	集落戦略の作成										
	a 集落戦略の作成状況・作成見込み	28	21		2		2	5			
	b 地図の作成状況	40	46					1			
エ	加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
	a 棚田地域振興活動加算										
	b 超急傾斜農地保全管理加算										
	c 集落協定広域化加算										
	d 集落機能強化加算										
	e 生産性向上加算										
A：話し合いによる活動内容の徹底											
B：目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等											
C：専属の担当者やチームによる徹底した活動											
D：協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進											
E：市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進											
F：近隣の集落や協定とも連携した活動の推進											
G：農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進											
H：農外の組織・団体とも連携した活動の推進											
I：活動内容の見直し（加算措置以外の項目）											
J：その他（）											

3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話し合いの回数

		全協定数	話し合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の 話し合いの状況	R 2年度	383		98	150	135
			(0%)	(26%)	(39%)	(35%)
	うち集落戦略	131	14	67	31	19
			(11%)	(51%)	(24%)	(15%)
	R 3年度	390	0	101	109	180
			(0%)	(26%)	(28%)	(46%)
	うち集落戦略	136	9	62	32	33
			(7%)	(46%)	(24%)	(24%)

3の(1)について県の所見

令和2年度は新型コロナウイルスの影響で話し合い自体がしにくい状況にあったが、令和3年度は話し合い活動がやや活発に実施できている。そのような中、集落戦略の作成に向けての具体的な話し合いができていない集落があることから、そういった集落には話し合いの進め方の具体例を示すなど、市町から重点的に支援するよう働きかける必要がある。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話し合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	133 協定	97.8 %
② 協定参加者以外の集落の住民	17 協定	12.5 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	12 協定	8.8 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	0 協定	0.0 %
⑤ 協定役員のみ	13 協定	9.6 %
⑥ 話し合いをしていない	0 協定	0.0 %

3の(2)について県の所見

協定役員のみではなく、協定参加者が広く話し合いに出席している協定が多いことは評価できる。また、協定参加者以外の者が参加することにより、より効果的な集落戦略の作成につながるものと考えられる。

3について推進委員の意見

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	200 協定	51.3 %
② 集落戦略作成に係る支援	138 協定	35.4 %
③ 目標達成に向けた支援	109 協定	27.9 %
④ 協定の統合・広域化への支援	31 協定	7.9 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	128 協定	32.8 %
⑥ ①～⑤以外の支援	9 協定	2.3 %
⑦ 特に支援を要望しない	87 協定	22.3 %

(2) 個別協定

「⑦特に支援を要望しない」と回答。

4の(1)及び(2)について県の所見

協定書作成に係る支援を要望している協定が多く、市町担当者が協定代表者と打ち合わせをしながら作成を手伝うなど、できる限りの支援を行っているところである。5年間の活動内容等を示す協定書の作成については本制度で最も重要なことであり、それに対する市町の支援は継続して行う必要があるものと考えられる。

集落戦略作成に係る支援については、市町担当者が進捗状況を適宜確認しながら、必要な助言等を行う必要がある。

協定の事務負担軽減に向けた支援については、効果的な支援方法を市町担当者間で情報共有する場を設けることも検討する必要がある。

4の(1)及び(2)について推進委員の意見

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等（390集落協定と1個別協定を対象）

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		338	協定 86.7 %
の 意 向 の 広 域 化	広域化の意向がある	31	協定 9.2 %
	広域化の意向はない	307	協定 90.8 %
廃止意向の協定数		52	協定 13.3 %
協 定 廃 止 の 理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	45	協定 86.5 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	49	協定 94.2 %
	③ 地域農業の担い手がないため	48	協定 92.3 %
	④ 農業収入が見込めないため	4	協定 7.7 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	48	協定 92.3 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	8	協定 15.4 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	9	協定 17.3 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	38	協定 73.1 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	40	協定 76.9 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	1	協定 1.9 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	0	協定 0.0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	1	協定 1.9 %
	⑬ その他	0	協定 0.0 %

※**広域化**とは、近隣の集落と合併すること。リーダー不在等の問題解消につながる。

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等	協定数	割合
継続意向の協定数	1 協定	100 %
廃止意向の協定数	0 協定	0 %

集落協定の広域化等に対する推進方針

広域化の意向がある集落に加え、隣接している集落や水利系統が同一の集落を対象に話し合いの機会を設け、広域化を推進する。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

廃止の相談があった場合は他集落への編入や広域化、交付金のより有効な活用を提案するとともに、廃止協定の農地が荒廃農地の発生等にならないよう担い手とのマッチングを図る。

また、廃止意向のある協定に対しては個別に継続を働きかけるとともに、次期対策に関する情報提供をできるだけ早い時期から行い、話し合いの機会等に次期対策への取組みをどうするか再度検討してもらう。

1の(1)及び(2)について推進委員の意見

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	47人 (12%)	60～69歳	123人 (32%)	70～79歳	191人 (49%)	80歳～	29人 (7%)
代表者になってからの年数	～2年	66人 (17%)	3年～7年	108人 (28%)	8年～	216人 (55%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	264 協定 (78%)	ない	74 協定 (22%)				

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	66人 (17%)	60～69歳	187人 (48%)	70～79歳	127人 (33%)	80歳～	10人 (3%)
担当者になってからの年数	～2年	77人 (20%)	3年～7年	121人 (31%)	8年～	192人 (49%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	330 協定 (98%)	ない	8 協定 (2%)				

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在			今後		
なし		388	協定	99.5 %	387	協定	99.2 %
あり		2	協定	0.51 %	3	協定	0.8 %
委任先	行政書士・公認会計士	0	協定	0 %	0	協定	0.0 %
	事務組合	0	協定	0 %	1	協定	33.3 %
	NPO	0	協定	0 %	0	協定	0.0 %
	集落法人	1	協定	50 %	1	協定	33.3 %
	J A	1	協定	50 %	1	協定	33.3 %
	土地改良区	0	協定	0 %	0	協定	0.0 %
	個人	0	協定	0 %	0	協定	0.0 %
	その他	0	協定	0 %	0	協定	0.0 %

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	1 協定 (100%)	法人	0 協定 (0%)	任意 組織	0 協定 (0%)	その他	0 協定 (0%)
年齢	～59 歳	0 人 (0%)	60～69 歳	1 人 (100%)	70～ 79 歳	0 人 (0%)	80 歳～	0 人 (0%)
後継者の有 無	いる	1 協定 (100%)	いない	0 協定 (0%)				

2の(1)及び(2)について県の所見

次期対策における会計担当者の目途は立っている協定は多いが、代表者については目途が立っていない協定が多く見られる。代表者が高齢の集落については、行政が会合に出席するなどして、事務の分担や共同活動の内容見直し、代表者の負担を軽減する体制づくりを提案する。

事務については、ほとんどの集落が自ら行っているが、JA や土地改良区が協力してくれる事例もあることから、事務委託についてこういった団体に相談することも促していく。

2の(1)及び(2)について推進委員の意見

--